

『山家学生式』の周辺

名 畜 崇

はじめに

拙稿の意図。最澄が「天台法華宗年分学生式」（以下「六条式」と略称）を撰上した弘仁九年を中心として前後に旱魃が襲い、政府が深刻な事態に直面していることに着目し、旱魃の被害と政府の施策について検討を加え、それらが「六条式」撰上の動機につながっていることを指摘し、「六条式」撰上の今一つの史的側面を取り出してみようとする。

「六条式」で最澄は天台年分学生の得度「貢名制」と比較山に大乘戒建立を要請、ついで「八条式」「四条式」を撰上して年分学生の処遇と一向大乘寺の制の承認を求める。それと前後して『守護国界章』三巻と『顯戒論』三巻を著

わし、三乘・一乘権実の論争を展開しながら大乘戒建立の根拠を明らかにしてゆく。最澄畢生の事業はここに集約され、この期間に最澄は全精力を注ぎつくして生命を消滅させる。最澄を支えたものは「一乘真実」の確信であろうが、最澄を決意させた動機として天台年分学生の離山、弟子泰範の去就と空海との訣別、東国でみた農民の疲弊などが指摘され、詳しく論考が加えられている。ただこれらのいわば必然的な動機のほかに偶然の動機として弘仁八、九年の旱魃が加わって、最澄の意識をさらに高め最澄の決意を促していく面があり、この面で論考を加える余地が残されているように思う。

はじめに弘仁期の政情一般についてみておこう。藤原仲成・薬子兄妹らによる平城上皇復位の謀が未然に発覚し鎮圧されて後、嵯峨天皇存命の間は政情は安定し、宮廷を中心に唐風文化が栄え儀礼が整い、文草経国の氣風の高まつた時期とされている。嵯峨朝の政治安定の理由としては、桓武朝いらいの地方政治振蕩、財政ひきしめ、官政改革などの政策が効果をあらわし、農民の生産手段が維持され官庫の備蓄が増えていることが指摘されている。そしてこれらの政策を継承し実現し得たのは、桓武朝に達成し維持されてきた天皇の家父長的な権威を支えとし、藤原園人・葛野麻呂・緒嗣・良峰安世など有能な貴族が天皇の信頼を得て、手腕を揮つたからだと説かれている。

嵯峨朝の政治は律令制維持を原則とし、政府は農民を叫合しようとする富豪層に対抗して農民みずからを国家の側に結びつける条件を用意する必要があつたとみられる。主な施策についてみると陸奥・出羽の国司に対する百姓の墾田収公の禁(弘仁二・正・二九)^②、水旱による不熟の年は平民に準じ浮浪人の調庸免除(同二・八・一一)^③、国司の墾田買得と占地の禁(同三・五・三)^④、諸国官舎・正倉・池堰・国司

分寺・神社の破損修理の督励(同四・九・二三)^⑤など、国司の利養を抑え國務を督励して百姓の「撫育」をはかろうとする施策がめだつ。かかる施策の理念として予想されるのは儒教にもとづく合理主義であり、勸農政策を基本に据え農耕の条件を保証することが國務の枢要となつていて、測される。弘仁四年五月丙子の勅に「治國の要是民を富ましむるにあり。民、その蓄えあらば凶年これ防ぐ。ゆえに禹水九年、人飢食なく、湯旱七歳、民、業を失わず。今諸國の吏、深く委寄に乖き、或は差役時を失い農要を妨廃し、或は専ら侵漁を事とす。心に撫字無く此に因り黎元業を失う。飢餓自ら隨い、灾禍に縁るにあらず」^⑥と政治の要略をかかげて国司に百姓の擁護を命じてゐる。しかしこの時すでに毎年の賑給によつて備蓄が乏しくなつてきており、不慮の災害に備えて賑給に制限を加えねばならなくなつていたのである。はやくも弘仁三年六月は「甘沢降らず、やや旬日に入^⑦り、同七月は「このごろ疫・旱ならびに行れ、生民いまだ安すからず」^⑧という状況で、政府がその原因を國務の不履行に求め、国司を督励して行政をひきしめることを政策の基本にしていたことを示してゐる。弘仁四年九月の官舎・正倉・池堰等の破損修理の指令もこれと一連のものであつて、国司在任中に池堰を含む国衙施設の破損を放

置したまま任期交替する際は、修理料を前任国司以下主典以上の官人の公辭または私物でもつて弁償させる措置に出たものである。主要な灌漑施設である池堰の破損を放置しているために、水旱に際して被害を大きくし飢餓をもたらす、という現場の認識に立った施策である。

嵯峨朝において右のような政策が一貫して施されているのであるが、地方では災害が頻りに起つて後を絶たず、やがて八、九年の旱魃に遭遇して政府は深刻な事態に直面することになる。以下年次にしたがつて主な災害をあげてみよう。

弘仁四年六月石見・安芸両国に大水。○同月大隅・薩摩に蝗。○十月筑後・肥前・豊前・薩摩・大隅に風。

弘仁五年七月大和・河内の百姓窮乏のため未納稻十三万四千束を弁進できず免除。○同月畿内・近江・丹波に旱灾頻発、東海に及ぶおそれあり。

弘仁六年五月より八月にかけ霖雨、雨が水田にあふれる。諸国被害。

弘仁七年八月京・諸国に大風の被害があり羅城門が倒れる。この年信濃に飢饉。

弘仁八年五月信濃・長門に飢饉。○六月旱魃。筑前に飢饉。○七月摂津に高潮、死者二二〇。○十二月地震。

弘仁九年、去年秋から今年十月まで降雨すくなく旱魃。
○四月河内に飢饉。○七月相模・武藏・下総・常陸・上野・下野に地震、被害劇甚。○九月疫癪。

弘仁十年三月山城・美濃・若狭・能登・出雲に飢饉。○

五月・七月雨降らず。○十一月薩摩に蝗。

弘仁十一年三月京に飢饉。○四・五・六月旱魃、和泉に飢饉。○八月因幡・伯耆・石見・安芸の未納稻四十九万九千束を免ず。弘仁三年から十一年にかけて水旱の害が毎年のように起つて飢饉が慢性化してゆくのに加え、地方で蝗・大風・高潮・地震による被害が出て、弘仁九年には旱魃

・地震・疫病が集中して発生している。

これらの災害に対して租・調免除の措置がとられ、被害状況に応じて賑給を行なうのであるが、租・調免除による減収のうえに度重なる賑給は官庫の欠乏を招き、畿内では富豪に稻を借りて困窮者に貸す方策が採用されることになる。一方で国司に対して行政面の指導に手ぬかりのないよう指示すると共に、「能吏の行政を理念化し「禍福の興る所必ず国吏に由る」という見解を示している。そしてもし旱があれば国司は潔斎して雨を禱り、國務に肅敬を致し侮りや不正のないように命じ、なお降雨が得られなければ官に報告することを恒例とした。國務を神聖なものとみなし、

清淨・肅敬におこなえば天が感じて禍を防ぎ福をもたらす、
という理念がうかがえ、儒教の徳目にもとづく政治思想が
基本になっていいると思われる。

また気象異変の原因を国司が祭祀を疎略にすることに求め、「敬神」による豊穣を期して畿内七道の国司が「清慎斎戒」し、部内名神に奉幣するよう命じている。^⑩池堰の破損修理、農時差役の禁止など、国司に勧農の原則を守らせる現実的な施策のうえに、国務の清淨・肅敬、さらに祭祀厳肅へと、精神的・宗教的なものに依存する度合が強まつてゆくのが認められよう。

旱魃がついた弘仁八年六月には修円を起用して室生で雨を祈らせる同時に、諸国に使を遣わして祈雨を命じ、被害が深刻になった翌年春から夏にかけて、五位以上の官人の封禄削減、天皇・后的服御物・常膳の省減を行ない、あわせて伊勢・雨師・柏原山陵・貴布祢・室生・諸大寺・諸寺に雨を頻りに祈っている。最澄が「六条式」を撰上するのは弘仁九年夏五月のことであった。以下旱魃の対策と「六条式」撰上を対応させ検討を加えてみよう。

二

弘仁九年の暮春(三月) 最澄は弟子たちに「今より以後、

声聞の利益を受けず永く小乗の威儀に乖け」とい、誓つて二百五十戒を棄捨したことを告げ、比叡山に大乘戒を建立する決意を示した。^⑪法華円宗は靈鷲山から天台山に至るまで、山において説聴・修学・解悟してきたこと、わが宗の学生は初修の頃、國のため家のため「山修山学」して有情を利益し仏法を興隆すべきこと。以上のことがらを前提として小乗戒棄捨・大乘戒建立の決意を告げているから、この時すでに「六条式」をはじめとする学生式の構想は具体化していたとみてよいであろう。

弘仁九年三月に最澄が右の決意を弟子に示した理由を、天台宗内部の事情に求めてみると、天台宗では大同二年正月に最初の年分度者二名を迎えてから十二年になり、籠山十二年の構想にしたがうと当年は第一期年分学生の修年限に当る。この間二十四名の学生が「山修山学」していくなければならないのに、相奪・養母・隨縁・死去により、住山する者は十名で予定の半数に満たない。山で独自に戒を授け籠山十二年の制を設けたなら、なるほど相奪・隨縁による離山は防げるかも知れぬ。しかし最澄が弟子の離山を防ぐ対策のみにかかずらうていたとは思えない。國・家のため山修山学して有情利益と仏法興隆をはかるという。仏種の萌芽は山林でこそ滋茂するのであって、山林によら

なければ有情利益も仏法興隆も実現しない。⁽³⁾ 裏をかえすと東大寺で小乗の威儀によって受戒し、新旧両都の諸寺で修学する者では有情利益も仏法興隆も成就しない、そう最澄が見定めたことを意味する。この時点で最澄がそのような見解に到達したとすると、最澄みずから重大な責務を負荷することになるであろう。それは旱魃をはじめ諸種の災厄は南都諸大寺の僧によって所詮とどめることはできず、ただ山修山学の天台菩薩僧によってのみ鎮圧が期待できるという見解を表明することであり、同時に消灾を実現して護国の宗旨を証明せねばならぬ。南都佛教との理論上の対決と理論を実践する制度の確立、それに理論と制度により裏づけられた修行により消災を実現すること。最澄は一步も退くことのできぬ所に、みずからを押し立ててゆくことになる。

弘仁九年三月といえば、前年六月いらい雨水が乏しく苗の育成期を前に水田枯渇のおそれがあまり、同月壬寅公卿は次のように奏聞していた。⁽⁴⁾

頃年の間、水涸相続き百姓農業の損害すくなからず、と云々。伏して望むらくは臣下の封禄を省き、暫く國有を助け、年歳豊稔ならば即ち旧例に復せんことを。奏聞は直に裁許され、五位以上の封禄四分の一を割いて公

用に宛てることとし、弘仁十一年十一月の詔により旧例に復した。公卿に列なるのは右大臣從一位藤原園人・大納言正三位藤原冬嗣・中納言正三位藤原葛野麿・同從三位文室綿曆・同正三位緒嗣・參議從三位秋篠安人・同從四位下良峰安世・同從四位上藤原貞嗣。みな按察使または觀察使の経歴をもち、地方行政の実態に詳しく嵯峨天皇の信任を得、良吏とうたわれる人びとで、桓武朝いらい官途に実績をもつ者が多く、中でも冬嗣・葛野麻呂・緒嗣・安世は最澄の動静に关心を抱いていたと思われる。

これら公卿が封禄の一部を省いて旱魃に対処する決意を示したことは、最澄に重大な決意を固めさせたはずである。山林で大乘戒を受け山修山学する菩薩のみが災厄を鎮めて有情を利益できるのであり、小乗の威儀にとらわれた声聞僧の誦經・誦呪では災厄は冥滅しない、という見解を公表してその実現を期す時機が訪れたわけで、最澄の法華円宗の宣揚に理解を示し、その入唐請益に期待を寄せた桓武天皇の国忌は二日前の三月十七日のことであつた。最澄はやがて桓武天皇の国忌を期して天台年分学生の得度受戒を山裏で行なうことを要請するようになる。

四月二十一日に左近衛大將藤原冬嗣から最澄のもとに書札が届いた。充陽で稼苗はみな傷み倉庫は欠乏して「利他

の方途は塞がれた、と前置きして法華円教の力を借りて雨を降らせたい、と要請してきたのである。二十三日に最澄は返書を認め「拔苦与樂」の慈悲心をたえず憶念し、去年からの亢陽に心を痛めていること、諸仏は救旱の要方を説いているから仏力をたのみに祈雨を行なうことを約している。

冬嗣からの祈雨の要請にこたえて最澄は二十六日五更（午前四時）九院を定め^③、一切の天神地祇と恨怨を起こす神祇、一切の百部鬼神、開闢以来、一切の国王の靈と延暦以前の皇靈・平崩・怨薨の王および王臣の靈、その他受苦の龍鬼などのため金光明・仁王護国般若・法華の長講をはじめることとし、法界の有情に七難消滅を請うた。この間に弟子光定が良峰安世を訪い内裏に至ると、僧都護命が大徳四十人を率いて『仁王經』を講じていた。僧綱は朝廷の要請にこたえるべく内裏で大がかりな祈雨詠經をはじめていたのである。

冬嗣から最澄のもとに祈雨を要請してきた翌日の四月二十二日は伊勢神宮・畿内諸大寺・諸寺・山林道場で転經して雨を祈っているから、最澄に対する祈雨の要請は、このとき朝廷から発せられた諸大寺・諸寺に対する祈雨要請の一環とみるべきで、畿内の諸寺・山林禪場では一齊に雨を

祈つて転經・礼仏を開始していたわけである。

翌二十三日になると詔が出て、「去年の秋稼焦傷して収まらず、今茲に新苗播殖、望みを絶つ。朕の不徳、百姓何の辜^{つみ}あらん」とのべ群神奉幣、天皇・后の服御物と常膳の省減、死骸の收葬、冤罪の疑いある者の放免を行ない、二十六日から三日は天皇・公卿・百官すべて菜食して心を仏門に帰し、僧綱は精進転經することにした。これと同日に最澄が九院を定めて本格的な祈雨長講に入ったわけでそこで鎮圧、慰撫の対象にあがっている天神地祇・鬼神・怨薨の靈・受苦の龍鬼と、朝廷が奉幣・收葬・放出の対象とする群神・道殞（ゆき倒れ）・冤罪との間に共通項のあることは、旱害の原因とその鎮圧の形式について、最澄と朝廷との見解に大きな距たりがないことを示している。

三

弘仁九年四月二十二日畿内諸寺の祈雨詠經にはじまる五日間は、総がかりの祈雨体制が布かれたわけで、さらに二十四日柏原山陵祈雨、二十七日前殿仁王講、五月八日貴布祢社の大社昇格のことがあり、この間に光定は最澄の意を承け、大乘寺建立の旨を冬嗣と安世にそれぞれ打診してみるが、その都度「しばらく待て」（待須臾）との返事であつ

た。はじめ光定が冬嗣に接触したのは四月二十三日で、このとき光定の報告を聞いた最澄は「ゆめゆめ、忍ぶことなかれ忍ぶことなけれ、大道を建立してまさに國家を守らん」⁽³⁾とほげまし、すでに意思を貫く覚悟を示していたのである。その後も旱魃が緩和した形跡はなく、六月貴布祢神に叙位、七月貴布祢社・室生龍穴に雨を祈っているから、深刻な事態がつづいているわけである。冬嗣や安世を介して伝わる情報によると、大乗寺建立について僧綱の理解は容易に得られそうにない。このような事態にたち至つて最澄は「六条式」の撰上を決意することとなる。

「六条式」で当面注目したいのは、第六条に国師・国用を国の講師に差任することを求めたのについて、国の講師に次のような義務づけをしたことである。

一任の内、毎年安居の法服の施料は、即便ち当國の官舎に収納し、国司・郡司、相ひ対して検校し、まさに國裏の池を修し溝を修し、荒れたるを耕し崩たるを埋め、橋を造り船を造り、樹を植ゑ、麻を蒔き草を蒔き、井を穿ち水を引きて、國を利し人を利するに用ひんとする。

天台年分度者を立義・複講・諸国講師に差任することは、延暦二十五年の官対により許されたところであるが、いま

大乗戒独立をかかげた限り、この制は当然無効になるはずである。「六条式」で更めて国講師差任を請うのに、安居法服料の官舎収納を条件にしたものであろうが、それは單なる交換条件などではなくて大戒を受けた菩薩僧のあり方を示そうとしたものであろう。「造曠野美井」「水路橋梁」などにより人を利すことは、梵網の不曇病苦戒・八福田の一にかぞえられているし、近くは行基の事績に利他行は顯著に認められるところである。じじつ最澄は「願戒論」で日本の一向大乗寺の先例を行基の四十九院に求めたし、東国行化の途すがら信濃と美濃の境に広済・廣拯の両院を置き、公私の利をはかつているから、最澄が菩薩の理想を追究するに当り、行基の利他行を指標にしていたことは疑いない。

国講師法服料の官舎収納の制はなるほど理念的には行基の実践に拠ったものと認められるけれども、理念を制度化し実現をはかる直接の動機は、先にみた弘仁八年いらいの災害にあり、具体的には公卿の封禄削減の上奏や天皇・後の服御物・常膳省減の詔に対応したものと考える。旱魃の被害が深刻な様相を示してきた弘仁九年三、四月に公卿や宮廷が講じた右の措置は、肅敬の意を表わすという精神的な面にとどまらず、国用を利する現実の効果を期したもの

であった。

例を「禄令」にとると、食封は左右大臣二、〇〇〇戸、
 大納言八〇〇戸。当時位封は従二位三〇〇戸、従三位二〇〇戸
 といふ。季禄は正従二位で絶二〇疋・綿二七屯・布六端・
 積七〇〇口、正三位で絶一四疋・綿一四屯・布四二端・
 積八〇〇口で、これらの四分の一を割きとする量は少なく
 はない。従五位の季禄についてみると絶四疋・綿四屯・布
 一二端・積二〇〇口で、うち四分の一を省くことは受給者に
 耐乏を強いることになろう。天皇の衣服・常膳を省減する
 詔は公卿・通貴の封禄・季禄の削減に対応する措置と思わ
 れる。天皇・中宮の衣服は六月神今食御服・六月晦日御贋
 服・新嘗会御服・鎮魂斎服など、恒例祭祀の服のほか春季
 と夏季にわけて年中御服が調進される慣わしで、その料は
 年間を通じると相当な量にのぼる。省減する割合は詳かで
 ないが分量は少なくなかつたであろう。

「六条式」に「道心ある仏子を、西には菩薩と称し、東には君子と号す。惡事を己れに向へ、好事を他に与へ、己れを忘れ他を利するは、慈悲の極みなり」といつており、梵網戒は出家・在家が通じて受け持つべきものとされてい
 る。清淨・肅敬に吏務を行ない、封禄・常膳を省減して国用に充て、賑給にそなえようとする官人と宮廷の姿勢に、

最澄はことによると君子をみ、官人＝君子、天台学生＝菩薩という見解に立ち到つたのではないかと思う。

『延喜式』主税上によると、国講師の金光明寺安居の法服料は絶五疋・布施絶一〇疋・綿二〇斤で、ほかに年中供養日米二升四合、さらに正月『最勝王經』転經の布施絶一疋・綿一屯・布二端が加わるから、年間を通じて給付される絶は一六疋で法服料はその三分の一にあたる。講師一任(六年)中の法服料は三〇疋となり、量は多いとはいえないけれども、安居の講経は国講師の職掌の中で特権に属し、その法服料は職掌相当の得分とみるべきである。

四

政府の池溝対策との関連について。延暦十九年九月太政官符で諸国に池堰の修理を命じ、諸国は毎年池堰の数を官に報告することとし、国司交替に際し帳面に不実があれば解由を停めること、破損が長く放置され崩壊が大きくて国司がたやすく修理できなければ、修理の功程を見積って報告させることとした。⁽⁵⁾この官符は「國を富まし民を安んずる事は良田に帰す、良田の開けるは實に溝池にあり」という文ではじまり、政府が用水を管理・掌握する公水主義の原則を守り用水施設を確保することにより、良田を得て財

政維持をはかる方針を打出したことを示している。⁽⁴⁷⁾ この施策を嵯峨朝は受け継いで、弘仁四年九月諸国に官舎・正倉・池堰等の破損修理を命じ、同十一年七月の官符では堰の破損修造の負担のため民が疲れ公糧が費されるのは、国司が巡檢を怠り小損を放置するからであるとし、小破は直ちに修理せよと命じている。⁽⁴⁸⁾ 堤・溝・堰の小損がやがて大破に繋がる状況はおそらく諸国にひろがっており、政府の国衙官人に対する池溝修理の督励は、旱魃の進行に伴なつてさらにきびしくなつていたと見てよかろう。

国講師一任中の法服料の純三十疋を官舎に納め、池溝修理・架橋造船などの用途に充てるとしても、実際の工事にあらわれる効果は微少であろう。しかしたとえ一夏の安居の法服料・純五疋でも、それを堤・溝・堰の小破の修理料に充てるなら大破を防ぐこととなり効果は微少とはいえないのであつて、最澄のいう「國を利し人を利する」菩薩の理念が実現することとなるわけである。また講師の法服料の官庫収納を立合つて検校する国・郡司らに検校を通じて池溝修理等の任務遂行を促す効果も期待できることになる。そうなると「然るときは則ち、道心の人、天下に相続し、君子の道、永代に断えざらん」という第六条の結びの文は、講經による伝道効果を期すばかりでなく、天台の

菩薩僧による安居法服料収納という行為が国衙官人や国分寺僧におよぼす教化作用をも意図したものとみることができよう。

最澄の主張に對して僧綱が一一反論し教理に合わぬ旨を上表したとき、少僧都勤操は署名せず、「狹山池所にあり」という理由が注記してあつた。勤操は大安寺に学び南都仏教の教系に属したが、新仏教にも理解を示し最澄と関係が深かつたので、この時最澄のために態度を濁した、とみられている。⁽⁴⁹⁾ 河内狹山池は行基の旧跡で池院と尼院が設けてあって、池院は道場であると共に池水の管理や堰の補修を行なう施設でもあつたと考えられ、勤操が狹山池院で修池修溝に何らかのかかわりをもつたことが察せられる。ここで「狹山の池院にあり」という理由を記すことが最澄に対する勤操の独自な見解と立場を表明することになったものとみられる。毎年二月八日諸国に施食を行なう文殊会は勤操の発案によると伝えるように、勤操は利生教化に関する定見と実績をそなえていたと考えるからである。

空海はかつて、勤操について虚空藏求聞持法を受けたといい、勤操の周忌法要に空海は『梵網經』を講讀している⁽⁵⁰⁾から両者は子弟の間柄であった、とみてよい。弘仁十二年五月空海は讃岐国の要請により万農池の築堤工事の別當に

なり⁽⁵⁾、天長二年九月「大和州益田池碑銘」を撰している。⁽⁶⁾

亢旱にともない池溝が破損し修理が急務になっていたことが予想され、最澄の提案は時機を得たものであった。やがて僧に対し池溝修理関与の要望が高まり、勤操・空海のように独自の立場で直接池溝修理に関与する者も現わられてくる。

しかし破損した池溝の修理は容易に済らなかつたらしく、天長元年五月の官符では「溝池を修せざる農人は杖八十に決すべ」きこととし、同三年七月には池溝の破損修理料を正税の出挙で賄うこととし、大国四万束・上国三万束・中国二万束・下国一万束と定め、以後これが制度化されてゆくことになった。⁽⁷⁾

國講師の安居衣服料の官庫返納は「利國利民」に資すといふ積極的な内容をもつものであつたが、旱魃・飢饉・疫病と災厄が連鎖的にひろがり官庫の蓄えが乏しくなると、官庫の乏絶を防ぎ国用を確保するという消極的な意味で「利國利民」の役を果すことになったと思われる。旱魃と地震・疫病で弘仁九年が暮れて翌年二月、政府は富豪に対する賦給料のたて替えを求める、ついで四月には「国用乏絶」のため諸大寺安居料の支給を一時停止する措置に踏みきつっている。⁽⁸⁾ 諸大寺安居料の収納は確保されていたとしても、賦給料の補填にまわされたであろうし、同じ状況は國衙で

もみられたであろう。諸大寺や諸国國分寺の安居の施料に預かる僧達が、深刻の度を加えてゆく災厄を前にして積極的な姿勢を示さないでいたとするなら、最澄の提案が事態と相応してゆくだけに一層辛辣なものとして受けとられたに相違ない。

國家が僧尼に求めた主要な任務は「精進練行」して智徳をそなえ、転經礼仏して攘災招福の効をあらわすことであり、度重なる災厄に際して僧綱・諸国講師・諸大寺の僧の担う責務は重くなつてゐたと思われる。十二年の修業を終えた天台年分学生を諸国講師に補任させ、その一任中の安居衣服料を官庫に収め池溝修理等に充てるというのは、菩薩僧の担う役割の一部分にすぎない。菩薩僧の主要な任務は「六条式」「四条式」に定めるように護国の經典と真言の誦誦であった。そこに定める法華・金光・仁王・守護国界主などの經や孔雀・不空・仏頂などの真言は、前代いらに護國の經・咒として常によく用いられてきたものであるが、それらの經呪を再生させ現実に効果あらしめるのは、声聞戒を排して大乘戒を受け、文殊を上座に据える食堂で斎食する菩薩僧を指いて他にない、というのが最澄の主張であったと考えられる。そうなると孔雀・不空羈索・大仏頂等の誦呪も大乗菩薩戒の理念を媒介にすることによつて

新たな意義をもち、慈悲を主とする真言本来のはたらきが回復する、という見解が導き出されることになる。それは南都仏教のみでなく空海の真言教に対する最澄の教判を明確にしてゆくことを意味すると考えるが、これらの問題については別に更めて論考を加えたいと思う。

註

- ① 以上、直木孝次郎「律令制の動搖」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座』第二巻・一九五六）・佐藤宗淳「平安初期官人と律令政治の変質」（『史林』四七・五）・笛一九七六）参照。
- 『類從三代格』一五・墾田并佃事。
同・一七・蠲免事。
同・一五・懸田并佃事。
同・一二・正倉官舍事。
『類聚国史』一七三・災異。
『日本後紀』二二。
- 同
『類從國史』八三・免租税。
同一七三・蝗、『日本紀略』
同八三・免租税。
『日本後紀』二四。
- 同
『類從國史』一七一・地震。
『日本紀略』弘仁九・四・丙子。
同弘仁九・四・丁丑。
『類從國史』一七一・地震。
『日本紀略』弘仁九・四・丙子。
同
『類從國史』八三・免租税。
『日本紀略』同月丁未。
『類從國史』八三・免租税。
同・庚申・丁酉・六月丙申。
『類從國史』八三・免租税。
同八四・貸借、一七三凶年。
『日本後紀』弘仁五・七・二五。
同一一・祈禱。
- 同
『叡山大師伝』
『日本紀略』一四。
『類從三代格』三。
このあたりの最澄のうごきについては村中祐生氏「大乘戒提唱と顯戒論」（『伝教大師研究』・天台学会・昭和四八）、が

